

専有部分の家屋番号	210-1-1 ~ 210-1-63					
表 題 部 (一棟の建物の表示)		調製	平成14年6月20日		所在図番号	余白
所 在	文京区音羽一丁目 210番地1				余白	
建物の名称	イトーピア音羽				余白	
① 構 造	② 床 面 積			m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付14階建	1階	338	70	余白		
	2階	404	97			
	3階	427	46			
	4階	427	46			
	5階	411	22			
	6階	384	53			
	7階	314	98			
	8階	296	90			
	9階	296	90			
	10階	296	90			
	11階	296	90			
	12階	263	54			
	13階	238	22			
	14階	204	78			
	地下1階	122	37			
余白	余白			昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成14年6月20日		
表 題 部 (敷地権の目的である土地の表示)						
①土地の符号	② 所 在 及 び 地 番	③地 目	④ 地 積	m ²	登 記 の 日 付	
1	文京区音羽一丁目210番1	宅地	572	21	昭和60年10月18日	

表 題 部 (専有部分の建物の表示)				不動産番号	0103000011564
家屋番号	音羽一丁目 210番1の13			余白	
建物の名称	306			余白	
① 種 類	② 構 造	③ 床 面 積		m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕
居宅	鉄骨鉄筋コンクリート造1階建	3階部分		68	50 昭和60年9月25日新築
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成14年6月20日	
表 題 部 (敷地権の表示)					
①土地の符号	②敷地権の種類	③ 敷 地 権 の 割 合		原因及びその日付〔登記の日付〕	
1	所有権	100000分の1936		昭和60年9月25日 敷地権 〔昭和60年10月18日〕	

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D42313 (1/1)

1/3

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和62年10月31日 第27621号	原因 昭和62年10月31日売買 所有者 新宿区矢来町56番地6 戸 賀 崎 克 彰 順位2番の登記を移記
	余 白	余 白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成14年6月20日
2	所有権移転	平成28年8月19日 第41681号	原因 平成28年8月19日売買 所有者 東京都文京区音羽一丁目16番2-3 06号 水 谷 高 大
付記1号	2番登記名義人住所変更	令和6年8月19日 第43174号	原因 令和6年5月12日住所移転 住所 東京都文京区大塚二丁目3番1-502 号
3	所有権移転	令和6年8月19日 第43176号	原因 令和6年8月19日売買 所有者 東京都渋谷区代々木一丁目5.5番14 号内海ビル302号室 株 式 会 社 リ プ ラ ス ト 会社法人等番号 0110-01-0995 94

権 利 部 (乙 区) (所 有 権 以 外 の 権 利 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	抵当権設定	昭和62年10月31日 第27622号	原因 昭和62年10月30日金銭消費貸借同 月31日設定 債権額 金1,600万円 利息 年5・50% 損害金 年14% 年365日日割計算 債務者 文京区音羽一丁目16番2-306号 戸 賀 崎 克 彰 抵当権者 千代田区大手町一丁目5番5号 株 式 会 社 富 士 銀 行 (取扱店 麴町支店) 順位1番の登記を移記
	余 白	余 白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成14年6月20日
2	抵当権設定	平成18年1月10日 第558号	原因 平成17年12月15日保証委託契約に 基づく求償債権平成17年12月20日設定 債権額 金3,000万円 損害金 年14% (年365日日割計算) 債務者 東京都新宿区矢来町56番地6 戸 賀 崎 克 彰 抵当権者 東京都千代田区神田錦町三丁目13 番地 みずほ信用保証株式会社 共同担保 目録(ウ)第2246号

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D42313 (1/1)

2/3

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
3	2番抵当権抹消	平成18年5月23日 第25519号	原因 平成18年5月17日解除
4	1番抵当権抹消	平成24年12月3日 第55861号	原因 平成24年10月31日弁済
5	抵当権設定	平成28年8月19日 第41682号	原因 平成28年8月19日金銭消費貸借同日設定 債権額 金3,950万円 利息 年0・497% 損害金 年14% (年365日日割計算) 債務者 東京都文京区音羽一丁目16番2-306号 水谷 高大 抵当権者 東京都中央区日本橋一丁目19番1号 株式会社じぶん銀行
6	5番抵当権抹消	令和6年8月19日 第43175号	原因 令和6年8月19日解除
7	抵当権設定	令和6年8月19日 第43177号	原因 令和6年8月19日金銭消費貸借同日設定 債権額 金5,800万円 利息 年1・600・0・0% (年365日の日割計算) 損害金 年14% (年365日の日割計算) 債務者 東京都渋谷区代々木一丁目55番14号内海ビル302号室 株式会社リブラスト 抵当権者 群馬県前橋市元総社町194番地 株式会社群馬銀行 (取扱店 池袋支店)



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。

令和6年9月5日

東京法務局

登記官

若月 健

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D42313 (1/1)



3/3